

## 4 パートナーシップ型行政を進める

NPOと行政が、対等で緊張感のあるパートナーシップにより、社会的課題に取り組むパートナーシップ型行政をさらに進めます。このことにより、市民の視点に立った行政運営への転換を進めます。

また、市町村行政と連携・協力し、全県的なNPO活動の推進を目指します。

### (1) NPOとのパートナーシップの推進

NPOとのより良いパートナーシップを築いていくためには、お互いがパートナーとなる相手の特性や力を理解することが必要です。

県職員に対してNPO活動の現場体験を含めた研修や、千葉県パートナーシップマニュアルを活用した学習会、NPOとの意見交換会などを実施します。

さらに、NPOと県職員が協働のあり方や事例を共有するとともに、地域に密着した市民・NPOの声を直接聞くことなどを通じて、県職員の意識改革を進めます。

また、NPO及びNPO施策に対する理解を促進し、全庁的な取組等を推進するため、パートナーシップ推進員を県行政の関係課に設置しています。庁内における一層の共通認識と連携の強化を図る観点から、パートナーシップ推進員をすべての課に設置することを検討します。

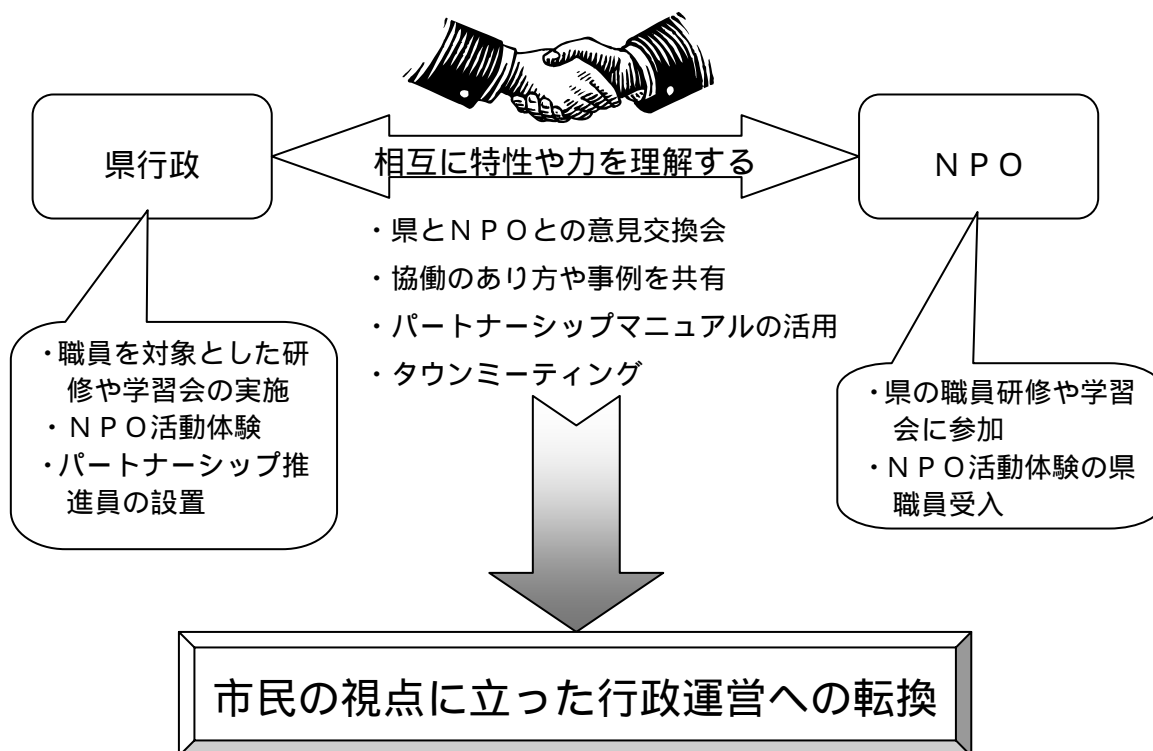
#### \* 千葉県パートナーシップマニュアルとは？ \*

NPOとのより良いパートナーシップを築いていくための統一ルールとして『千葉県パートナーシップマニュアル』(平成16年2月初版)を市民・NPOとの協働で作成し、その活用を図っています。

このマニュアルは、職員が業務を行う際の手引書であり、また、県行政とパートナーシップを組もうと考える市民・NPOのガイドラインにもなっています。



(NPOとのパートナーシップの推進 イメージ)



\* パートナーシップ、協働とは？ \*

「パートナーシップ」とは、異なる立場の主体同士が、継続した協力や連携などの関係を持つことであり、「協働」という言葉を使うこともあります。

NPOと行政のパートナーシップの推進で注意したいのは、常にパートナーシップありきではないということです。

行政とNPOはお互いに独立した存在ですが、課題解決にともに取り組むことで、より良い成果が期待できる場合には、適切なパートナーシップを築けばよいということです。

\* パートナーシップ型行政とは？ \*

「パートナーシップ型行政」とは、NPOなどの組織と、継続的に連携・協力しながら、社会的課題の解決に取り組む行政の手法です。

## (2) NPOとの協働事業の推進

全庁的なパートナーシップ型行政を推進するため、「ちばパートナーシップ市場<sup>いちば</sup>」という仕組みを創設し、意見交換会を実施しながら、県行政とNPOとの協働事業を実施してきました。

県行政とNPOが協働して事業を実施するのは、それぞれが単独で地域や社会の課題解決に取り組むよりも、市民にとってより大きな効果をもたらすためです。

そこで、相乗効果のある成果が生まれる協働事業が実施されるよう、「ちばパートナーシップ市場」を常に見直していきます。

また、県行政は、環境、生活、福祉、観光、経済、教育、まちづくりなど、様々な分野で市民・NPOとの連携をうたっており、様々な形で協働を進めています。

これらの協働事業の成果を県行政の施策に活かすとともに、広く市民にその成果を知らせていきます。

### \* 協働事業、ちばパートナーシップ市場<sup>いちば</sup>

とは？ \*

「協働事業」とは、二つ以上の担い手が、それぞれの目標の実現のために目的を共有し、役割分担して一つの事業を実施することにより、相乗効果をあげることが期待される事業のことです。

「ちばパートナーシップ市場」は、千葉県内の地域課題について、県行政とNPOとが情報交換や意見交換をした上で、相乗効果が期待できる事業をNPOから公募し、採択された事業を予算化し、翌年度に県行政とNPOとが協働事業として実施するという制度です。

県行政が事業を決めて、事業の実施段階で市民の参加を求めるのではなく、事業の計画段階から実施、評価まで市民参加で行おうとするものです。

「市場」という名称には、人やモノが集まって一緒に事業を行う場という思いが込められています。



県行政とNPOは目的を達成し、市民は事業効果で満足  
(協働の相乗効果生まれる)

### (3) NPOに関するワンストップサービスの充実

多様な活動を展開するNPOに対して、いわゆる縦割り行政の弊害が生じないように、県庁各課とNPOや市町村行政等を有機的に結びつけ、効率的なサービス提供体制を構築する必要があります。

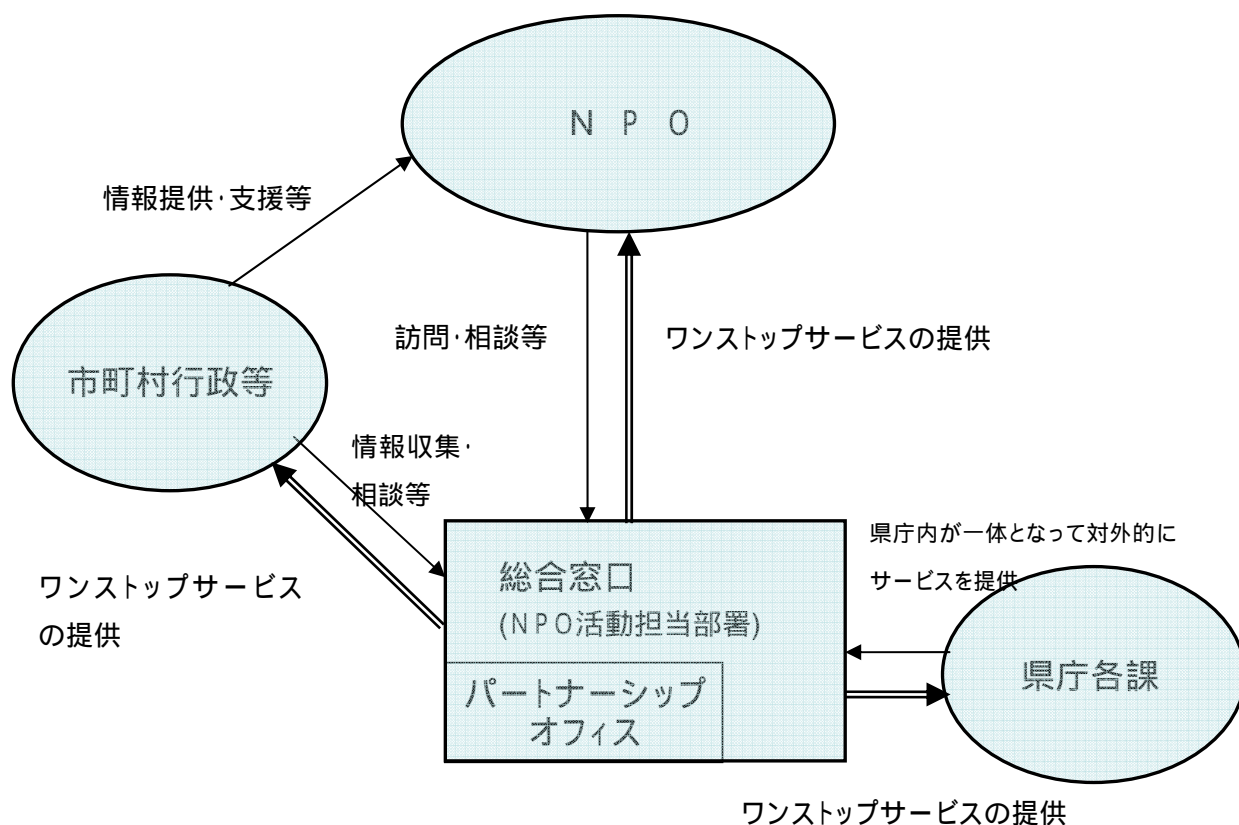
そこで、NPOに関する県行政の総合窓口を設け、千葉県NPO情報ネットやNPOパートナーシップオフィス等を通じて、NPOに関する様々な情報を一元的に収集・提供します。

また、NPO活動担当部署内に県庁部局ごとのワンストップサービス担当を設置することで、県庁各課とNPOや市町村行政等を結ぶ仲介・調整・相談機能を確保します。

#### \*ワンストップサービスとは？\*

一つの窓口や一度の手続で、関連する作業を一括して処理できるように設計されたサービスです。

### ワンストップサービスのサービス提供の仕組み



#### (4) 市町村行政との連携・協力

全県的にNPO活動を推進していくためには、地域に最も近い行政組織である市町村行政と県行政との連携が欠かせません。しかしながら、市町村行政におけるNPO活動を推進する施策の取組状況は団体によって異なります。

そこで、市町村行政と県行政の連絡会議の充実を図り、意見交換・情報交換や県内外の先進事例を知る機会などを設けます。

また、地域の実情や特性に応じたNPO施策についてNPOの成功事例や先進事業なども参考にしながら、県行政・市町村行政・NPO等の連携により共同で研究を行います。

#### (5) 全国の自治体との交流・連携の促進

NPO活動を推進していくためには、NPO施策を積極的に推進する全国の自治体との連携や交流を図り、その取組の輪を広く全国に拡大させていくことが重要です。

引き続き、「NPO活動推進自治体ネットワーク」や「NPO活動推進自治体フォーラム」に参加します。NPOの支援やNPOとの協働などに関し、直面している課題や先進的施策に関するビジョンや成果等について、全国の自治体と情報共有や議論、研究などを行い、切磋琢磨しながら、NPO施策に反映させるとともに、必要に応じて法改正など国への働きかけを行っていきます。

#### \* NPO活動推進自治体ネットワーク、NPO活動推進自治体フォーラムとは？ \*

千葉県の提唱で、平成16年度に第1回NPO活動推進自治体フォーラムを千葉市幕張で開催しました。その後、横浜市、滋賀県、佐賀県、静岡県で開催されています。平成21年度は山形県で開催の予定です。

この千葉での会議をきっかけに、継続的にNPO活動推進のための取組を進めていくため、全国の193自治体の参加を得て平成17年11月にNPO活動推進自治体ネットワークが発足しました。

平成21年2月現在221自治体(40道府県、181市区町村)が参加し、NPO活動を推進していくための課題に対する情報交換や調査研究を行っています。

タウンミーティング等での意見 8

\* 市町村のNPO施策を充実させて欲しい・・・ \*

市町村と県の間では、NPOに対しての意識差がある。NPOと直接関わる機会が多いのは、市町村であるが、各市町村ではNPOへの対応策に対してやる気はあってもその方法がわからないことが多い。県では市町村への支援も厚くしてもらいたい。




(タウンミーティング 10/25 富津)

NPO活動を推進する上で、多くのNPOが活動地域としている市町村行政の役割は重要です。

そこで、NPOの協力を得ながら、市町村行政と県行政が共同でNPO施策に関する研究会を開催したり、情報交換や意見交換を積極的に行います。このことにより、市町村行政と県行政が連携・協力し、地域の実情に応じた施策を推進します。

< 行動計画 4(4) >

( N P O と 行 政 の 関 係 )

区 分	支 援 ( サポート )	協 働 ( コラボレーション )	外 部 委 託 ( アウトソーシング )
関 係	<p>( N P O ) 活 動 に 必 要 な 資 源 が 不 足 資 源 を 提 供 ( 行 政 )</p>  <p>“ N P O の や り た い こ と ” を 行 政 が 応 援 す る 関 係</p>	<p>対 等 な 関 係 の 下 、 互 い の 力 を 持 ち 寄 り 、 役 割 分 担 し 、 事 業 を 一 緒 に つ づ け 実 施 ( N P O &amp; 行 政 )</p>  <p>“ N P O の 目 的 ” と “ 行 政 の 目 的 ” を 1 つ の 事 業 の 中 で 両 方 と も 実 現 す る 関 係</p>	<p>( 行 政 ) 仕 様 を 決 め て 依 頼 決 め ら れ た こ と を 実 行 ( N P O )</p>  <p>“ 行 政 の や り た い こ と ” を N P O が 実 現 す る 関 係</p>
成 果	多様で自立的・継続的なNPO活動の実現	より市民ニーズに沿った相乗効果のある社会サービスの実現、市民の自助力の向上	行政サービスの向上や経費の削減
( 参 考 ) 具 体 的 に 進 め る た め の 手 法 例	補助金 環境整備 ( 制度創設など ) 広報支援 助言	実行委員会・共催 補助金 委託 事業協力	委託